

## 学校施設開放事業（学校施設）の利用案内

### 1. 学校施設開放事業（学校施設）を利用するには

- ・学校施設開放事業（学校施設）を利用するには、事前に「伊賀市施設予約システム」の利用団体登録が必要です。（個人による施設の利用はできません。）
- ・学校施設開放事業は、すべて「伊賀市施設予約システム（まちかぎりモート）」にて管理運営しています。

〔利用対象〕 ※伊賀市立学校施設の開放に関する規則（第10条）

伊賀市内に住所を有する者（伊賀市内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者を含む。）で構成されている団体

- 1) スポーツ・レクリエーション活動又は文化活動を目的とする団体
- 2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

### 2. 利用ができる施設

【中学校】10校

崇広中学校	城東中学校	緑ヶ丘中学校	上野南中学校	柘植中学校
島ヶ原中学校	阿山中学校	大山田中学校	青山中学校	霊峰中学校

【小学校】17校

上野東小学校	上野西小学校	久米小学校	成和西小学校	上野北小学校
三訪小学校	府中小学校	中瀬小学校	友生小学校	上野南小学校
成和東小学校	柘植小学校	西柘植小学校	壬生野小学校	阿山小学校
大山田小学校	青山小学校			

### 3. 学校施設開放事業（学校施設）利用の流れ

①利用団体登録 〔※学校施設開放事業では個人利用できません。団体利用のみ〕

1) 学校施設開放事業利用団体登録用フォームから申請

URL : <https://logoform.jp/form/KPw2/1248618>



二次元コード :

2) スポーツ振興課による申請内容審査（約1週間）

3) 登録完了メール通知 ⇒ 通知後パスワード設定 ⇒ 登録完了

②施設利用

1) 利用団体登録

2) 各学校運営協議会へ出席（年間利用調整）

3) 予約システムにて施設を予約

4) 施設利用

#### 4. 団体登録（新規登録）について

(1) 新規団体登録ができる団体は次のとおりです。

(伊賀市立学校施設の開放に関する規則 第10条)

伊賀市内に住所を有する者（伊賀市内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者を含む。）で構成されている団体

1) スポーツ・レクリエーション活動又は文化活動を目的とする団体

2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

※個人による施設の利用はできません。

(2) 新規登録には、メールアドレスの登録が必須となります。

(3) お使いのPCやスマートフォン等の設定を確認し、以下のドメインのメールが受信できるよう設定変更をお願いします。

【予約システムメールアドレス：@machikagi-remote.jp】

(4) 登録は、以下の学校施設開放事業利用団体登録用フォームから申請して下さい。

URL：<https://logoform.jp/form/KPw2/1248618>



二次元コード：

(5) 登録の際、代表者が本人であることを確認できる証明書（マイナンバーカードなどの身分証明証）の写しを伊賀市スポーツ振興課へご提出ください。

(6) パスワードの設定は、登録完了メールに案内URLがありますので、そちらから設定してください。また、他人に知られないよう、取扱いにはご注意ください。

※パスワードの変更は、システムで行ってください。

※180日間ログインがない場合は、ログイン時に改めてパスワードを設定していただく必要があります。

#### 5. 各学校運営協議会について

(1) 各団体の利用日時等を調整するため、各学校で「運営協議会」を開催します。

(2) 利用したい学校の運営協議会へ出席してください。

(3) 各学校の運営協議会は、毎年2月～3月に開催します。

(4) 詳しくは、まちかぎりモートの「お知らせ機能」にて通知します。

#### 6. 施設予約システム（まちかぎりモート）について

(1) インターネットに接続できるPCまたはスマートフォン等から、以下の「施設予約システム（まちかぎりモート）」に接続しご利用ください。

URL：[https://city.iga.lg.machikagi-remote.jp/operators/sign\\_in](https://city.iga.lg.machikagi-remote.jp/operators/sign_in)

または、「伊賀市まちかぎりモート」を検索してください。

(2) 施設の予約申込・予約確認等は、24時間利用が可能です。

※メンテナンス等で一時的に使用できない場合があります。

※システムへのアクセスが集中した場合、動作が遅くなる場合があります。

- (3) 施設の予約申込は、使用日の4日前までにご入力ください。  
原則、4日前までに予約がない場合は使用を認めませんが、やむを得ない事情と市が認める場合は、使用を許可します。その場合、市役所にて鍵の受取・返却を行い、施設を使用するものとします。
- (4) 予約申込期間は、各学校の運営協議会にて利用調整を行った団体は、利用したい月の4カ月前から予約が可能です。運営協議会にて調整していない団体は、利用したい月の1カ月前から予約が可能です。
- (5) 施設予約システムの利用方法は、「操作マニュアル」をご確認ください。

## 7. スマートロックキーボックスについて

- (1) 本事業では、施設の鍵をスマートロックキーボックスにて管理しています。
- (2) 施設予約システムで予約をしますと予約確定時にメールが届きます。
- (3) 予約確定メール内の暗証番号（5桁）によりキーボックスを解錠し、施設をご利用ください。
- (4) キーボックスは、使用開始時刻の15分前から解錠が可能となり、施設使用後は使用終了時刻から15分以内に解錠し鍵を返却してください。時間を過ぎるとキーボックスが使用不可となり、鍵を返却できなくなりますのでご注意ください。（施設使用時間中もキーボックスを解錠することができます。）
- (5) 体育館等の利用で、先約団体と使用時間が重なる場合は、団体同士で鍵の管理の調整をしてください。

## 8. 施設利用にあたって

- (1) 施設の利用について、当事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設をお借りして実施しています。予約をされた場合でも、学校行事等が入った場合は、使用許可を取り消します。
- (2) また、学校施設の利用は、地域行事や消防団活動、選挙等の公益上必要とされる利用が優先されますので、その場合も使用許可を取り消す場合があります。
- (3) 本事業に関するお知らせ、工事や設備の不具合等による使用中止などは、施設予約システム内の「お知らせ機能」にて通知しますので、定期的にご確認ください。事業にかかる重要なお知らせをしますので必ずご確認をお願いします。

## 9. 免責事項について

- (1) 利用者が施設予約システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負いません。
- (2) 市が必要と認めるシステムの改修、運用停止、中断等は、利用者へ予告なく行うことができることとします。また、このことによっても生じたいかなる損害も市は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者が使用するPCやスマートフォン等の傷害、不具合、通信回線上の傷害その他市の責に帰さない理由によるシステムの傷害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害は、市は一切の責任を負いません。

- (4) 市は、施設に不具合が発見された場合など、施設の管理上支障があると認められるときは、使用許可の取り消し及び利用の中断を行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。

#### 10. 施設利用にあたっての注意事項

- (1) 使用の際は時間を厳守すること。
- (2) 使用の際は細心の注意をはらい施設を傷めないこと。
- (3) 施設に損害を与えた場合は、利用者が損害賠償の責を負うこと。
- (4) 施設内及び敷地内は禁煙とすること。
- (5) 体育館等の屋内施設へ土足で立ち入らないこと。
- (6) 運動中の水分補給を除く、施設内及び敷地内での飲食はしないこと。
- (7) 使用後は、施設の整備、ごみの片づけを必ず行い、消灯及び施錠を確認すること。

#### 11. 使用の取り消し及び登録団体の抹消について

以下の項目に該当するときは、当該団体の使用の取り消し及び登録団体を抹消します。

- (1) 学校教育上又は学校管理上支障があると認められるとき。
- (2) 開放校の施設又はその設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする使用と認められるとき。
- (5) 政治活動に使用すると認められるとき。  
(公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するために使用する場合を除く。)
- (6) 宗教活動に使用すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。